

特定秘密保護法の新聞報道への反論・23

Q 1、米軍や自衛隊の艦船の写真撮影は罪に問われるのか。

(11月24日、朝日新聞・朝刊)

反論) 特定秘密保護法違反で処罰されることはありません。

民間人が、通常の範囲で行った米軍や自衛隊の艦船の写真撮影は、特定秘密保護法により処罰されることはありません。

特定秘密の取得罪は、外国の利益を図るなどの目的の下、特定秘密を違法行為等により取得する行為であり、通常の方法で行った写真撮影はこれに該当しません。ご安心ください。

Q 2、法が成立すれば、宇宙開発や感染症など、安全保障やテロ対策と強く関わる研究に特定秘密の「網」が広くかぶせられ、悪影響が及ぶ可能性がある。

(12月1日、朝日新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

民間の研究機関が特定秘密を取り扱うこととなるのは、本法第5条第4項又は第8条第1項の契約を行政機関と締結したときのみであり、本法により宇宙開発や感染症などの研究に悪影響が及ぶ可能性はありません。

Q 3、原発の作業員が、使用済み核燃料に関する情報や、汚染水漏れが起きている原発周辺の様子などをツイッターで情報発信したところ、警察官に、特定秘密の漏えいにより処罰の対象になりうると警告された。

(12月1日、朝日新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

使用済み核燃料に関する情報や汚染水漏れが起きている原発周辺の様子は本法の別表に該当せず、特定秘密に指定されることはありません。

Q 4、市民団体の集会で「秘密を明らかにしよう」と呼びかけ（中略）特定秘密保護法違反（煽動）の容疑で逮捕・起訴された。

(12月5日、朝日新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

「煽動」は、不特定又は多数人に犯罪を実行する決意を生ぜしめ、又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいいますが、市民団体の集会で単に「秘密を明らかにしようと呼びかけ」ることは、犯罪を実行する決意を生ぜしめたり、既に生じている決意を助長せるものではありません。

Q 5、この法律が成立したら、市民運動で声を上げた人が捜査されたり逮捕されたりする。

(12月2日、東京新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

本法において「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、①国家若しくは他人にこれを強要し、又は②社会に不安若しくは恐怖を与える目的で、③人を殺傷し、又は④重要な施設その他の物を破壊するための活動をいい、人の殺傷又は重要な施設等の破壊活動であることが必要であり、市民運動で声を上げた人が捜査・逮捕されたりすることはありません。

Q 6、(民間人が、) 原発や基地の情報を探ろうとしただけでも、処罰される可能性がある。

(12月6日、朝日新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

民間人が、単に原発や基地の情報を探ろうとしただけでは、特定秘密保護法により処罰されることはありません。

本法では、極めて例外的な場合を除き、特定秘密を取り扱う公務員等以外の者が処罰対象となることはないのです。公務員等以外の者については、外国の利益を図るなどの目的で暴行や窃盗等により特定秘密を取得した者は、本法案の処罰対象となりますが、この場合には、特定秘密であることを知ってこれらの行為を行う必要があるのです。

Q 7、市民が得られていた情報が、ある日突然隠される可能性は排除できない。

(12月4日、朝日新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

特定秘密は、法律の別表に限定列举された事項に関する情報に限って指定するもので、内閣総理大臣が指定に関し行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をするなどの改善策も

盛り込まれました。

したがって、特定秘密の範囲が際限なく拡大することや、恣意的な運用が行われることはありません。

また、「市民が得られていた情報」は、「公になっていないもの」という特定秘密の指定の要件を満たしておらず、特定秘密に指定されることはありません。

Q8、今回の法律も秘密に接近しようとただけで処罰の規定がある。「話し合い」が共謀に当たるのだ。

(12月6日、東京新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

本法では、極めて例外的な場合を除き、特定秘密を取り扱う公務員等以外の者が処罰対象となることはありません。

公務員等以外の者については、外国の利益を図る等の目的で暴行や窃盗等により特定秘密を取得した者は、本法の処罰対象となります。この場合には、特定秘密であることを知ってこれらの行為を行う必要があるのです。

漏えいの「共謀」は、2人以上の者が漏えい行為の実行を具体的に計画して、合意したときに成立し、単に「話し合う」だけでは「共謀」に当たらず、処罰されることはありません。

Q9、「何が問題か分からぬまま、処罰されることになりかねない。」「共謀や未遂のケースでは、どんな秘密に関わって罰せられるのか、被告自身が分からぬという事態さえ考えられる。」(12月2日、朝日新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

特定秘密の漏えい等の共謀、教唆、煽動の罪が成立するには、その対象が特定秘密であることを知っている必要があり、特定秘密であることを知らずに共謀や未遂が成立することはできません。

また、刑事事件における手続は、被告人の防御権を侵すことのない形で進められるべきものである事は当然であり、被告人自身が分からぬという事態はありません。

Q10、特定秘密保護法が施行されたら、特定秘密を知った公務員の家族や友人、さらに省庁に出入りする民間の契約業者で働く従業員にも処罰対象が広がる。

(12月6日、朝日新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

特定秘密を偶然知った者がこれを他の者に伝えたとしても、本法による処罰の対象とはなりません。

(ただし、特定秘密の取扱いの業務に従事する契約業者の従業者が、偶然ではなく、その業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、処罰の対象となります。)

Q11、法案は憲法が保障する国民の権利を制限しかねず、民主主義を揺るがす重大な問題点をはらんでいる。

(12月6日、東京新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

本法は、その解釈・適用に当たり、国民の基本的人権を侵害してはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨を定めており、民主主義を揺るがす重大な問題点をはらんでいるとの御懸念は当たりません。

Q12、同法では「主義主張」に基づいた発言がテロと拡大解釈できる余地がある。

(12月5日、東京新聞・朝刊)

「政治上その他の主義主張に基づき、国家もしくは他人に強要する」活動がテロとみなされる…テロの定義が拡大する恐れがある。…デモがテロ扱いされる解釈にもつながる。(12月2日、東京新聞・朝刊)

テロの定義は、人の殺傷や施設の破壊だけではない。「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要」する活動も含まれる。(12月3日、東京新聞・朝刊)

どのような行為が「テロ」かが明確でなく、何通りも解釈が可能だ。(12月3日、朝日新聞・朝刊)

秘密法が成立すれば、安倍政権がもくろむ原発再稼働反対のデモも「テロ」とみなされかねない。(12月3日、東京新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

本法において「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、①国家若しくは他人にこれを強要し、又は②社会に不安若しくは恐怖を与える目的で、③人を殺傷し、又は④重要な施設その他の物を破壊するための活動をいい、人の殺傷又は重要な施設等の破壊活動であることが必要である。——とされています。

このように、本法においては、テロリズムの範囲を明確化して定義付けていますので、拡大解釈の余地はないのです。

Q13、主義主張を国家や他人に強要する活動が、テロリズムと解される条文だ。

(12月6日、東京新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

本法において「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、①国家若しくは他人にこれを強要し、又は②社会に不安若しくは恐怖を与える目的で、③人を殺傷し、又は④重要な施設その他の物を破壊するための活動をいい、人の殺傷又は重要な施設等の破壊活動であることが必要です。したがって、単に「主義主張を国家や他人に強要する」活動は、テロリズムとは解されません。

Q14、アフリカ出身者や支援団体が「テロ防止」や「外交上の必要性」との名目によって、安易に監視対象になりかねない。

(12月2日、朝日新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

本法は、特定秘密の保護について規定するものであり、特定の者の監視について規定するものではありません。

なお、適性評価は、あらかじめ、対象者本人の同意を得た上で実施し、また、法律に規定された事項に限り評価を行うもので、検査当局等による監視は行われません。

Q15、秘密法案が成立すれば、恣意的で無意味な秘密が全省庁で増殖する。

(11月29日、東京新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

特定秘密は、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って指定するもので、内閣総理大臣が指定に関し行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をするなどの改善策も盛り込まれました。

したがって、「恣意的で無意味な」特定秘密が「全省庁で増殖する」ことはありません。

Q16、「行政機関の長」が、その裁量でいくらでも特定秘密を指定できる。

(12月6日、朝日新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

特定秘密は、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って指定するもので、

内閣総理大臣が指定に関し行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をするなどの改善策も盛り込まれました。

したがって、特定秘密の範囲が際限なく拡大することや、恣意的な運用が行われることはありません。

Q17、官僚の恣意的な判断に従い、行政機関の長が秘密指定する余地が残るという根本的な問題は残ったままだ。

(12月6日、朝日新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

特定秘密は、法律の別表に限定列举された事項に関する情報に限って、大臣等の行政機関の長が責任をもって指定するものであり、かつ、指定は（仮称）情報保全諮問会議の意見を反映させた基準に基づいて行われます。

また、本法は、内閣総理大臣は、特定秘密の指定が基準に従って行われていることを確保するため、行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をすることができるものとするなどし、特定秘密の恣意的な指定が行われることがないよう、重層的な仕組みを設けています。

したがって、指定が行政機関の職員の恣意的な判断によって行われることはありません。

Q18、憲法が国会議員に保障する院内の発言に責任を問われない規定を制限することになる。

(12月5日、毎日新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

憲法上、「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない」とされており、議員が、議院における活動として、職務上行った行為について、本法案により処罰されることはありません。

本法においては、国会において保護措置を講ずるなど、一定の条件が満たされるときは、特定秘密を国会に提供するものとしていますが、これは、憲法上規定された議員の免責特権を前提とした規定であり、議員の免責特権を制限するものではないのです。

Q19、今回の修正案は国家秘密法と同じ。政府案の段階では、目的規定すら入っていないという点で、ひどい内容だった。修正協議で、国家秘密法案程度まで戻しただけだ。

(12月2日、毎日新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

本法は、スパイ行為の防止を主眼としたものではなく、特定秘密の漏えいを根元から防止することを基本的な考え方としており、国家秘密法とはアプローチが異なり、内容も、秘密の範囲を法律上可能な限り明確化、処罰の範囲を必要最小限に抑え、死刑や無期懲役といった罰則は設けないなど相違点があります。

また、本法は国会への法案提出時より、第1条において目的規定が置かれています。

Q20、国家機密の漏えいに厳罰を科す特定秘密保護法案で官僚による情報の「囲い込み」が拡大する懸念。

(12月2日、毎日新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

特定秘密は、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って、大臣等の行政機関の長が責任を持って指定するものであり、かつ、その指定は、(仮称) 情報保全諮問会議の意見を反映させた基準に基づいて行われます。

したがって、官僚が情報を特定秘密として「囲い込む」ことは、ありません。

Q21、「行政機関の長」が、その裁量でいくらでも特定秘密を指定できる。

(12月6日、朝日新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

特定秘密は、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って指定するものであり、内閣総理大臣が指定に関し行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をするなどの改善策も盛り込まれました。

したがって、特定秘密の範囲が際限なく拡大することや、恣意的な運用が行われることはありません。

Q22、「国会や司法のチェックも及ばない。」(12月6日、毎日新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

本法には、一定の条件の下、国会の秘密会に特定秘密を提供するものとする仕組みが盛り込まれており、国会の求めに応じ、特定秘密を提供しなければならず、国会で必要な議論ができます。

また、特定秘密の指定等の実施状況について、(仮称)情報保全諮問会議の意見を付して、国会に報告するものとされており、国会が定期的に本法の運用状況をチェックできる仕組みとなっています。

さらに、特定秘密の漏えい事件の刑事裁判において、証拠の開示請求があった場合に、裁判所は開示命令を決定するに当たって、いわゆるインカメラ審査のための証拠の提示を検察官に命することができます。

Q23、いわゆる「沖縄密約」など、政府の違法秘密も隠蔽できる。

(12月6日、東京新聞・朝刊)

反論) 事実に反します。

特定秘密は、本法の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って大臣等の行政機関の長が指定するものであり、かつ、その指定は、(仮称)情報保全諮問会議の意見を反映させた基準に基づいて行われます。内閣総理大臣による行政機関の長に対する改善の指示などの規定も盛り込まれており、「政府の違法秘密も隠匿できる」ということはないのです。